

YORO SUPPORTER WORLD規約

第1条（名称）

本会の名称は、YORO SUPPORTER WORLD（以下「本WORLD」という。）と称します。

第2条（目的）

本WORLDは、養老町に興味・関心を持つ方に対し、四季折々の自然、イベント、観光および物産などのこころ温まるふるさと養老の魅力や地域情報を広く発信することにより、YORO SUPPORTER（以下「SUPPORTER」という。）と養老町との末永い結びつきとその深化を図ることを目的とします。

第3条（事務局）

本WORLDの事務局は、養老町役場総務部企画財政課内に置きます。

第4条（SUPPORTER）

この規約において「SUPPORTER」とは、本WORLDの目的に賛同し、この規約に承諾し、入会手を完了した方をいいます。

2 SUPPORTERは、養老町の魅力をPRし、養老町に興味を持ってもらえる方を増やすことに協力することとします。

第5条（入会手続）

本WORLDに入会を希望する方（以下「入会希望者」という。）は、事務局へ入会を申し込むこととします。

2 入会希望者は、入会の申込みにあたり、次に掲げる事項に同意することとします。

（1）事務局がSUPPORTERの住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報（以下「SUPPORTERの個人情報」という。）を名簿に登録すること。

（2）本WORLDの運営上必要な場合に限り、事務局がSUPPORTERの個人情報を利用すること。

3 次に掲げる事由に該当する場合は、入会を承認しないことがあります。

（1）入会の申込みにあたり、虚偽の内容があった場合

（2）入会を承認しない正当な事由がある場合

- (3) 入会希望者が暴力団もしくは暴力団関係の構成員であり、または宗教団体への勧誘活動もしくは違法な販売活動を行う者である場合
- 4 第1項の入会の申込みがあったときは速やかに審査を行い、適正と認める場合は当該入会希望者に対して、事務局はSUPPORTER'S CARDを発行します。
- 5 SUPPORTER'S CARDは、他人への転売、貸与または譲渡をしてはなりません。

第6条（入会金および会費）

本WORLDの入会金および会費は、無料とします。

第7条（事業）

本WORLDは、第2条の目的を達成するため、SUPPORTERに対する情報の提供、SUPPORTERを対象とした物産品などの提供およびサービスの設定その他必要な事業を行うこととします。

第8条（禁止行為）

SUPPORTERは、本WORLDが提供するサービスの利用にあたっては、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 他の利用者、第三者もしくは本WORLDの著作権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為および侵害するおそれのある行為
- (2) 他のSUPPORTER、第三者もしくは本WORLDを誹謗中傷する行為または本WORLDの運営を妨げる行為
- (3) 事実に反する情報または公序良俗に反し、もしくはそのおそれのある情報を他のSUPPORTERもしくは第三者に対して提供する行為
- (4) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為
- (5) 事務局の承諾なく本WORLDの情報もしくは本WORLDが発信する情報を用いた営利を目的とする行為またはその準備を目的とする行為
- (6) その他、法令等に違反する行為またはそのおそれのある行為

第9条（会員の届出義務）

SUPPORTERは、SUPPORTERの個人情報その他入会申込み時の情報に変更が生じた場合または退会する場合は、事務局に対して速やかに届け出ることとします。

第10条（会員資格の喪失）

SUPPORTERが事務局に対して退会を届け出たときは、SUPPORTER資格を喪失することとします。

2 事務局は、SUPPORTERが次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、SUPPORTER資格を取り消すことができることとします。

- (1) 第8条の各号に掲げる行為を行ったとき。
- (2) 入会の申込みにあたり、虚偽の内容があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事務局がSUPPORTERとして不適当であると判断したとき。

第11条（損害賠償）

事務局は、本WORLDの運営に関して生じたSUPPORTERの損害、SUPPORTER同士またはSUPPORTERと第三者との間で生じた問題および損害など全てに対し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとします。

第12条（個人情報）

事務局は、本WORLDの運営上必要な場合以外の目的でSUPPORTERの個人情報を利用し、または第三者に提供しません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) SUPPORTER本人の同意があるとき、またはSUPPORTER本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

第13条（規約の変更）

事務局は、本WORLDの運営上必要が生じ、規約を変更した場合は、ホームページへの掲載などの方法により、SUPPORTERに対して変更内容を周知することとします。

附 則

この規約は、令和5年1月1日から施行します。